

IAEA 2022年版保障措置声明のポイント-1

条約・協定	締約国数		評価結果の概要
核兵器不拡散条約締約国	190 ^a		—
保障措置協定適用対象国	188 ^{a,b} (185)		—
包括的保障措置協定(CSA)及び追加議定書(AP)締約国	134 ^b (132)	74 ^b (72)	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質の平和的活動以外への転用の兆候及び未申告の核物質及び原子力活動の存在の兆候は見出されず。 全ての核物質が平和的活動に留まっている (拡大結論) 74^b(72)か国のうち、69^b(69)か国には統合保障措置が適用されている
		60 ^{*1} (60)	<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質の平和的活動以外への転用の兆候は見出されず 未申告の核物質及び原子力活動の存在の有無に関する評価は継続中 申告された核物質は平和的活動に留まっている
CSA締約国	46 ^{*2} (45)		<ul style="list-style-type: none"> 申告された核物質の平和的活動以外への転用の兆候は見出されず。 申告された核物質は平和的活動に留まっている。
INFCIRC/66型保障措置協定 ^{*3} 締約国(NPT未締約国) ^{*4}	3(3)		<ul style="list-style-type: none"> 保障措置が適用されている核物質の転用、施設及びその他の品目の不正使用の兆候は見出されず。 保障措置適用下にある核物質、施設及びその他の品目は平和的活動に留まっている。
自発的保障措置協定 (VOA) ^{*5} 及びAP締約国 ^{*6}	5(5)		<ul style="list-style-type: none"> 保障措置が適用されている核物質の転用の兆候は見出されず 10(11)^{*7}の選択施設において保障措置が適用されている核物質は、平和的活動に留まっている、若しくはVOAで規定されているように、核物質が保障措置の適用から除外されている^{*8}
CSA未締約国	5 ^{*9} (8)		<ul style="list-style-type: none"> いかなる保障措置結論も導出できず

出典: IAEA, "Safeguards Statement for 2022", https://www.iaea.org/sites/default/files/23/06/20230612_sir_2022_part_ab.pdf

・ ()内の数: 2021年版保障措置声明 <https://www.iaea.org/sites/default/files/22/06/statement-sir-2021.pdf>

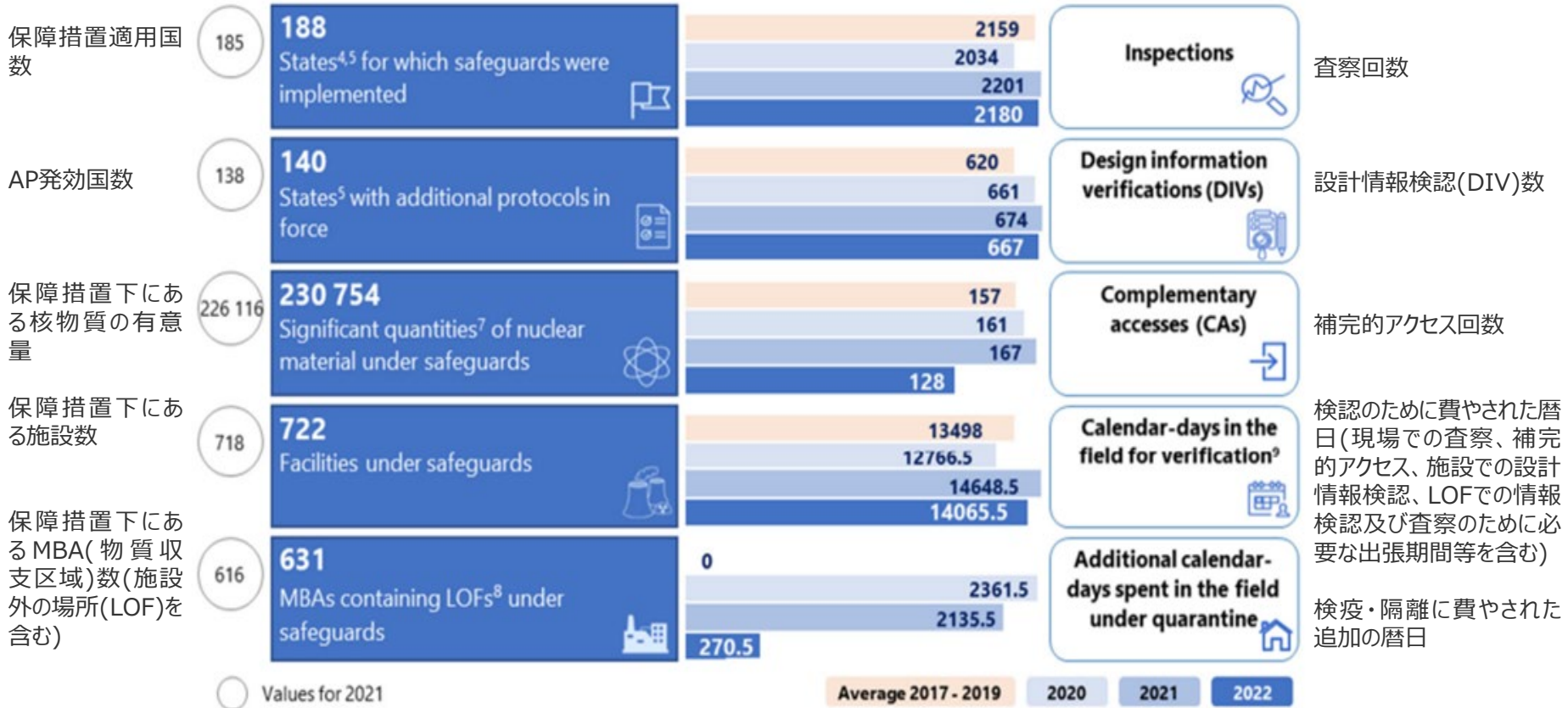
*a:北朝鮮を含まず *b:この他に台湾を含む。

* 1: ウクライナには、2019年には拡大結論が導出されていたが、2022年は、2020年及び2021年に引き続き未導出である。* 2: 2021年に比し2022年には、新たにパレスチナがCSAを発効させた。なおイランは2021年2月23日以降、APを含むJCPOA下のコミットメントの履行を停止しているため2021年からこのカテゴリに属している。* 3: INFCIRC/66/Rev.2に基づく保障措置。二国間原子力協定等に基づき、核物質または原子力資機材を受領するNPT非締約国がIAEAとの間で締結する当該二国間で移転された核物質または原子力資機材のみを対象とした保障措置協定。* 4: インド、イスラエル及びパキスタン。なおインドは2014年7月にIAEAとのAPを発効させている。* 5: 核兵器国が、自発的にIAEA保障措置の適用を受けるためにIAEAとの間で締結する協定。核兵器国は、VOA (Voluntary Offer Agreement) の下で、保障措置の適用対象となる施設リスト (適格施設リスト) をIAEAに提出し、IAEAは、その中から一部の施設を保障措置対象施設 (選択施設) として選び、査察を実施する。* 6: 中国、仏国、ロシア、英国、及び米国 * 7: 10施設の名称等は本SIRには記載されていないが、IAEA年報の付録の表の中で公表されている。* 8: 2022年では2021年同様、仏露英からの取り下げはなかった。* 8月: 2022年では2021年同様、仏露英からの取り下げはなかった。* 9: 赤道ギニア、ギニア、サントメ・プリンシペ、ソマリア、東チモール

IAEA 2022年版保障措置声明のポイント-2

2022年におけるIAEA保障措置活動の概要

Fact box 1. Safeguards activities overview



出典: IAEA,
https://www.iaea.org/sites/default/files/23/06/20230612_sir_2022_part_ab.pdf

IAEA 2022年版保障措置声明のポイント-3

保障措置の実施上の課題

- ウクライナに対する武力攻撃は、IAEAの保障措置活動に前例のない課題を生み出したが、IAEAはウクライナとのCSA及びAPに基づき、同国に対する保障措置の結論を導き出すために必要な現地での検認活動を実施することができた。
- 2022年には、渡航制限や検疫要件が緩和されたため、IAEAの保障措置活動に対するCOVID-19の感染拡大の影響は、2020年及び2021年に比して大幅に減少した。2022年末までに、COVID-19はIAEAの保障措置活動の実施にとって、もはや主要な課題とは考えられていない。総じてIAEAは2022年、入手可能な全ての保障措置関連情報の評価に基づき、本「保障措置声明」に記す結論を導出することができた。
- 2022年末時点で、22か国は改正少量議定書(SQP: Small Quantities Protocol) を発効していない。2005年9月の理事会の決定に従い、SQPを改正もしくは廃止していない国は、できるだけ早期にそれを実施すべきであり、そうしなければIAEAはそれらの国に対して、保障措置の結論を導出することが不可能となる可能性がある。

保障措置の有効性の強化と効率性の向上

- 2022年において、IAEAが**国レベルの保障措置アプローチ(SLA)**を開発したCSA締約国数は、**133か国**。これら133か国は、CSA締約国に存在するIAEA保障措置対象の全ての核物質の97%(有意量ベース)を保有しており、その内訳は以下のとおり。
 - ✓ **70か国** : CSA (うちSQP国は17か国) 及びAPを発効させ、拡大結論の導出を受けている。
 - ✓ **37か国** : CSA (うちSQP国は26か国) 及びAPを発効させているが、拡大結論は導出されていない。
 - ✓ **26か国** : CSA(SQP)のみを締結している状態に留まっている。

またIAEAは、VOAを締結しAPを発効させている2か国(仏英)のSLAを開発した。